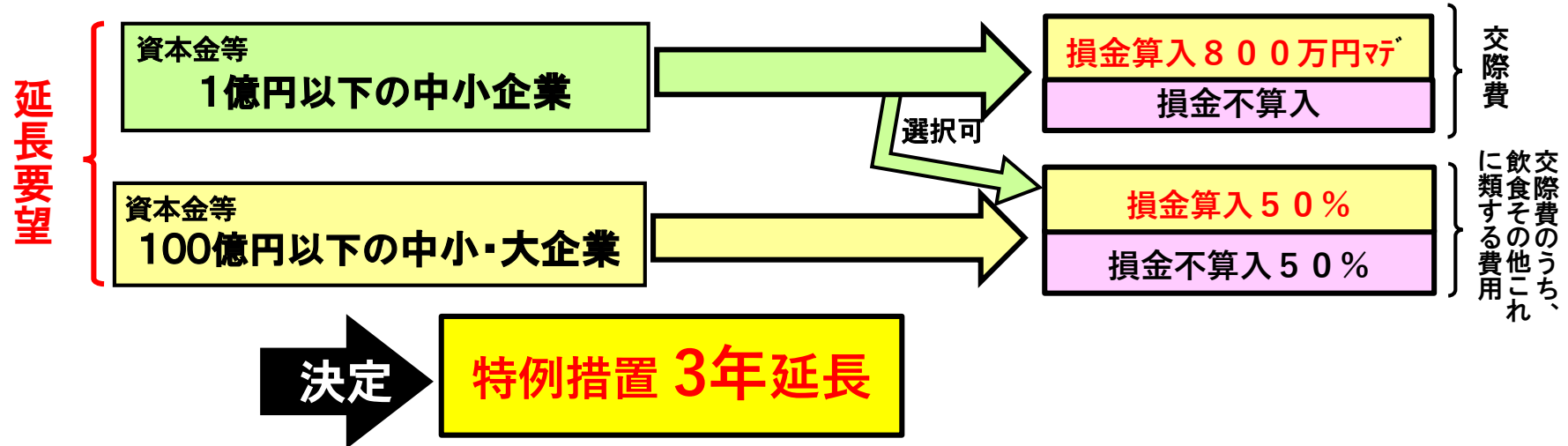


令和6年度 税制改正 (決定)

生活衛生同業組合が要望した 交際費課税「特例措置の延長」及び「飲食費限度額の引上げ」は次のとおり認められました。

全国生活衛生同業組合中央会

1. コロナ禍、物価高騰により甚大な影響を受け続けている生活衛生業界の復興を図るため、**交際費課税 特例措置(損金算入)を延長**してください。



2. 損金算入が可能となる **飲食費 (交際費課税対象外) の限度額 5千円以下**を **2万円以下に引き上げて**ください。

決定

1万円に引上げ

法人の飲食需要を喚起することにより販売促進、顧客関係の構築が図られるとともに、中小飲食店の価格転嫁、付加価値、収益向上への取り組みが促進されて賃金アップ、従業員確保に繋がります。